様式第1号(第4条関係)

指定申請書

　　年　　月　　日

　　(町長等)　　　　様

法人・団体名

法人・団体所在地

代表者氏名

　周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1　施設の名称及び所在地

2　提出書類

　(1)　定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人の場合)

　(2)　代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿(法人以外の団体の場合)

　(3)　納税証明書(国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類)

　(4)　申請資格に関する申立書(様式第2号)

　(5)　管理を行う公の施設の事業計画書(様式第3号)

　(6)　管理に係る収支計画書(様式第4号)

　(7)　当該団体の経営状況を説明する書類

　(8)　その他町長等が必要と認める書類

3　担当者連絡先

様式第2号(第4条関係)

申立書

　　年　　月　　日

　　(町長等)　　　　様

法人・団体名

法人・団体所在地

代表者氏名

　周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、　　　　　　　　　　の指定管理者の募集に係る申請書類について、同条例施行規則第4条第2項の規定により下記のとおり申し立てます。

記

1　次の事項のいずれにも該当しません。

　(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合も含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

　(2)　地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定管理者の取消しを受けたことがある者

　(3)　指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第l42条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に該当する者

　(4)　本町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

　(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2　次の書類については提出できないので、その理由を申し立てます。

様式第3号(第4条関係)

事業計画書

申込年月日　　年　　月　　日

1　基本的事項

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 　 |
| 団体名 | 　 |
| 代表者名 |  | 設立年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 団体所在地 | 　 |
| 電話番号 | 　 | FAX番号 | 　 |
| 主たる業務内容 | 　 |
| 団体の経営方針 | 　 |
| 施設の管理を希望する理由 | 　 |
| その他 | 　 |

2　管理運営を行うに当たっての経営方針について

|  |
| --- |
| 　 |

3　施設の管理について

|  |
| --- |
| ●職員の配置及び採用について●職員の研修計画●経理について |

4　施設の運営について

|  |
| --- |
| ●年間の自主事業計画●サービスを向上させるための方策●利用者等の要望の把握及び実現策●利用者のトラブルの未然防止と対処方法●その他(地域活動への参加、他施設との連携等) |

5　個人情報の保護措置について

|  |
| --- |
| 　 |

6　緊急時対策について

|  |
| --- |
| ●防犯、防災対応について●その他緊急時の対応について |

様式第4号(第4条関係)

収支計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | (単位:円) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 支出 | (単位:円) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳 | 備考 |
| 人件費 | 　 | 　 | 　 |
| 事務費 | 　 | 　 | 　 |
| 事業費 | 　 | 　 | 　 |
| 管理費 | 　 | 　 | 　 |
| 事務経費 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 |